令和８年度いじめ防止キャンペーン動画制作・Ｗｅｂ広告配信等業務委託仕様書（案）

１　委託業務名

令和８年度いじめ防止キャンペーン動画制作・Ｗｅｂ広告配信等業務

２　委託業務の目的

いじめ防止に向けた県民に対するキャンペーンを幅広く展開するため、動画を制作し、Ｗｅｂ広告配信等を行う。

３　履行期限

契約締結の日から令和９年３月２３日（火）

４　委託業務の内容

（１）動画制作

いじめ防止を訴える動画を制作する業務を行う。

①　動画制作に当たっては、下記の内容に留意すること。

・いじめ防止標語コンクール応募作品
「**この言葉　きずつけるかも　しんこきゅう**」をもとに絵コンテを作成の上、メッセージ性の高い動画を制作すること。

・出来る限り明るく前向きなイメージの動画となるよう、いじめの表現等に配慮すること。

・登場人物には、名前を付さないこと。また、撮影場所の名称も付さないこと。

・実写の場合は、芸能プロダクション等に所属する者を除き、現役学生（高校生以下）の出演は不可とする。

・動画の制作本数は１本とし、さまざまな年代の児童・生徒に対していじめを防止することの重要性が伝わりやすい内容となるよう、工夫を行うこと。

・青森県教育委員会が実施する「いじめ防止キャンペーン推進事業」で制作する動画であることがわかるよう、動画内に表示を行うこと。

・これまで本事業において制作した動画を含め、いじめ防止に関する既存の動画との差別化を図ること。

②　規格について、画質はフルＨＤとし、３０秒のカラースポットとする。

③　動画は令和９年２月上旬までに完成することとする。

④　青森県教育委員会ホームページ等でお知らせできるよう、動画ファイル（ＭＰ４）に変換したデータをＷｅｂ広告配信前に県教育庁生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）に提出すること。

⑤　出演者等との交渉に当たっては、本委託業務により制作した動画が、令和９年３月上旬からYouTubeによる公開並びにＳＮＳによるＷｅｂ広告を配信することについて説明を行い、了承を得ること。

（２）Ｗｅｂ広告配信

上記（１）で制作した動画をYouTube、Instagram、TikTokにおいてＷｅｂ広告を配信する。なお、企画提案において提案された内容に基づき、広告媒体及び表示回数を変更する予定である。

Ｗｅｂ広告配信については、広く学生に届く内容、設定になるよう考慮すること。

①　対象者

青森県内在住のYouTube、Instagram、TikTok利用者

②　広告の配信時期及び表示回数の目安

期間	広告媒体	表示回数の目安
令和９年　３月　１日（月）～ 令和９年　３月１５日（月）	YouTube	４４．６万回
	Instagram	１６．６万回
	TikTok	５．８万回

③　配信対象（全性別）の目安

・YouTube：１０～６０代

・Instagram：１０～３０代

・TikTok：１０代

（３）その他（自由提案）

（１）及び（２）に係るもの以外に、企画提案において提案された内容のうち、発注者が受注者に実施を依頼するもの。

なお、自由提案においては以下のア及びイの両方の視点を含めたメディアミックスとなる提案とすること。

ア　デジタル機器の更なる活用

（２）で指定したＷｅｂ広告配信以外のデジタル機器を活用した広告や周知に関する提案。

イ　デジタル機器以外の媒体活用

バスの中吊り広告等、デジタル機器以外の媒体を活用した、日常生活の中で「自然に目に留まる」広告や周知に関する提案。

５　成果品

（１）動画ファイルに変換したデータ　１式

（２）Ｗｅｂ広告等の実施時間、回数等のわかる 業務実績報告書

６　著作権等

本委託業務の成果品及び成果品に使用した映像の著作権（著作権法第２７条及び２８条に規定された各権利を含む）は、青森県教育委員会に帰属する。また、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）については、行使しないものとする。

７　その他

（１）過去に制作した動画については、青森県教育委員会ホームページから視聴可能（YouTubeへリンク）であるので、必要に応じて確認を行うこと。

（ＵＲＬ）https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shogai/ijimekonzetu-23-e_shogai01.html

（２）本委託業務を実施するに当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、生涯学習課と協議すること。